
令和4年度 スチュワードシップ活動の報告



東京都職員共済組合

(目次)

1 都共済のステュワードシップ活動について	
(1) ステュワードシップ活動の概要	3
(2) これまでのステュワードシップ活動の経緯	4
(3) 令和4年度の主な取組	5
2 株主議決権の行使状況（国内株式）	
(1) 議決権行使結果	
① 厚生年金保険給付組合積立金	6
② 経過的長期給付組合積立金	7
(2) 議案内容毎の行使事例（国内株式）	9
(3) 株主議決権の個別開示	11
3 エンゲージメントの実施状況（国内株式）	
(1) エンゲージメント活動件数	
① 厚生年金保険給付組合積立金	12
② 経過的長期給付組合積立金	14
(2) 対話内容と成果（国内株式）	16
(3) エンゲージメントの効果測定方法と結果について	18
4 株主議決権の行使状況（外国株式）	
(1) 議決権行使結果	
① 厚生年金保険給付組合積立金	20
② 経過的長期給付組合積立金	21
(2) 議案内容毎の行使事例（外国株式）	23
5 エンゲージメントの実施状況（外国株式）	
(1) エンゲージメント活動件数	
① 厚生年金保険給付組合積立金	25
② 経過的長期給付組合積立金	27
(2) 対話内容と成果（外国株式）	29

6 令和4年度の実績の総括	
（1）報告及びヒアリングを通じて確認された事項（国内株式）	30
（2）報告及びヒアリングを通じて確認された事項（外国株式）	31
7 今後の取組	32
8 資料集	
（1）コーポレートガバナンス原則と株主議決権行使ガイドラインの 改正内容	33
（2）ESGへの取組	34
（3）スチュワードシップ活動に関する方針	35

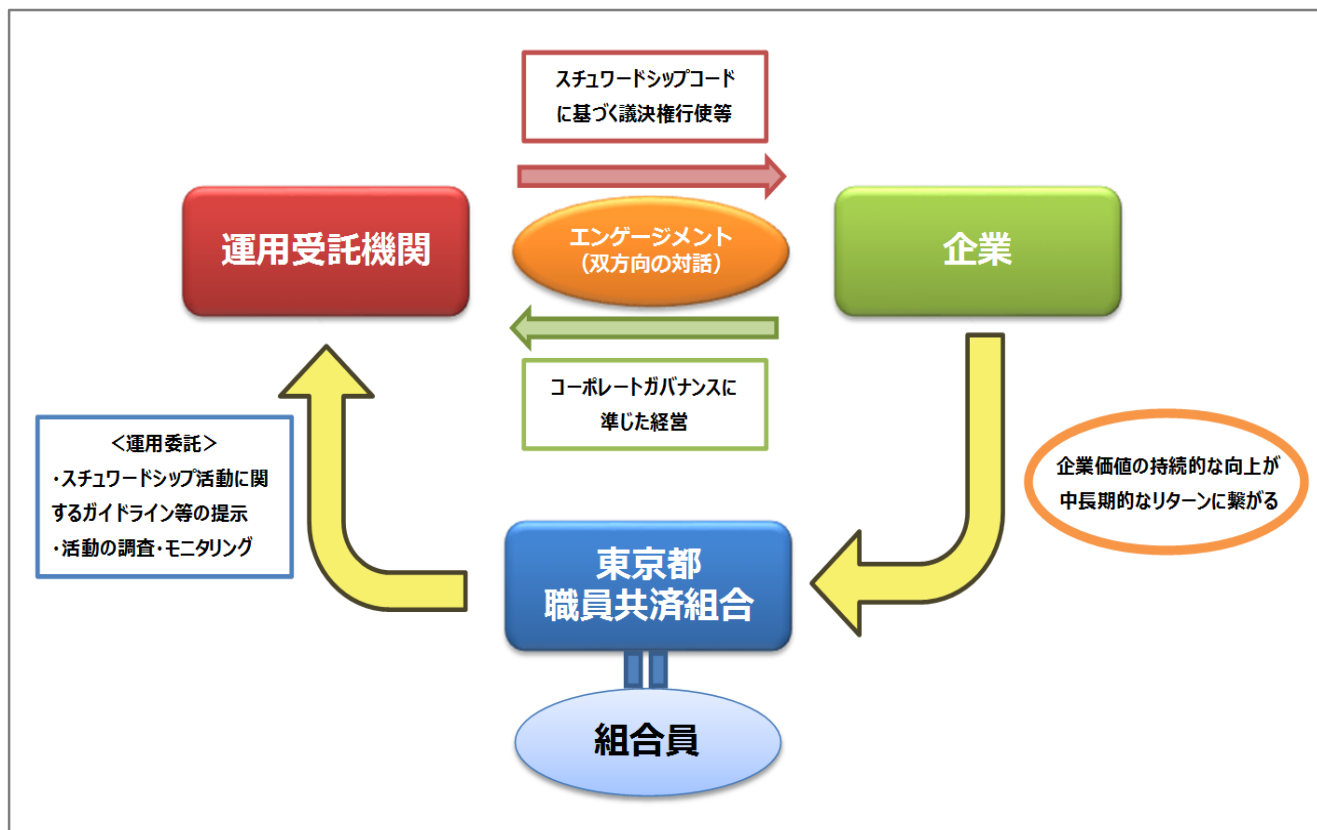
1 都共済のステュワードシップ活動について

(1) ステュワードシップ活動の概要

ステュワードシップ活動とは、機関投資家が投資先企業との建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）や議決権の行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を果たすための活動を指します。

東京都職員共済組合（以下、「都共済」という。）は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、ステュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。

<都共済のステュワードシップ活動のイメージ図>



なお都共済は、運用受託機関（都共済が資産の運用を委託する運用機関）を通じて個別企業の株式に投資する形態を取っており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がそれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たすことができると考えています。

このような考えのもと、都共済は投資先企業において、取締役会が経営陣の執行を監督することにより、適切なガバナンス機能を発揮し、その結果として企業価値の向上を図る責務の在り方を定めた「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」を制定しました。併せて、その趣旨を踏まえて、実質的な株主としての議決権行使の方針を示した「株主議決権行使ガイドライン」を制定し、運用受託機関に対し、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うように求めています。

（２）これまでのスチュワードシップ活動の経緯

都共済は、これまでに以下のような取り組みを行ってきました。

	取り組み内容
平成26年8月	「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」の制定
	「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」の制定
	「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れを表明
平成29年5月	「日本版スチュワードシップ・コード(改訂版)」の受け入れを表明
平成30年3月	「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」の制定
令和元年10月	国内株式運用について、「ESGファンド」3プロダクトを新規採用
令和2年9月	「日本版スチュワードシップ・コード(再改訂版)」の受け入れを表明

令和4年3月	「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」、 「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」、 「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」の改正 ※改正内容は、33頁、8 資料集（1）に記載
令和4年6月	「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」への賛同を表明

（3）令和4年度の主な取組

都共済は、令和4年度のスチュワードシップ活動として、運用受託機関に対して、エンゲージメントや株主議決権行使の状況等に関する調査及び情報収集を行い、運用受託機関の取組状況を確認するとともに、課題や問題点等について意見交換を行いました。

令和4年度における主な取組内容は以下のとおりです。

項目	実施時期	対象	主な確認事項
議決権行使状況調査	令和4年 9月	「株式運用受託機関」 ・国内株式8社 ・外国株式3社	<ul style="list-style-type: none"> ・都共済のガイドラインと各社のガイドラインとの整合性 ・議決権行使体制 ・議決権行使結果行使結果 ・議決権行使の賛否の傾向
スチュワードシップ活動の実施状況調査			<ul style="list-style-type: none"> ・個別議案の行使判断理由 ・エンゲージメント活動に関する管理監督方針 ・エンゲージメントの成果と今後の課題等
運用受託機関への情報収集	適宜		

都共済における株主議決権行使については、原則として都共済が定めた「株主議決権行使ガイドライン」に基づき運用受託機関が、株主議決権を行使しています。

今年度について、運用受託機関（国内株式8社・外国株式3社）から議決権の行使状況や、議決権の管理・運用体制等の報告を受けるとともに、適宜、個別照会等による情報収集を実施することにより、取組状況の確認を行いました。

2 株主議決権の行使状況（国内株式）

（1）議決権行使結果

① 厚生年金保険給付組合積立金

厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、令和3年4月～令和4年3月に決算を迎えた企業延べ2,729社（延べ議案数：11,169議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体11,169議案のうち、反対行使は2,046議案、反対比率は18.3%（前年度比4.5%ポイント減少）となりました。

なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況（厚生年金保険給付組合積立金）

対象：令和3年4月～令和4年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	11,169	100.0%	9,123	81.7%	2,046	18.3%	22.8%
うち株主提案に関するもの	336	3.0%	43	12.8%	293	87.2%	90.7%
うち気候関連の議案に関するもの	24	0.2%	10	41.7%	14	58.3%	69.2%

内訳	合計	構成比	賛成	比率	反対	比率	前年度の 反対比率
取締役会・取締役に関する議案	3,588	32.1%	2,333	65.0%	1,255	35.0%	37.7%
監査役会・監査役に関する議案	1,296	11.6%	1,101	85.0%	195	15.0%	17.4%
役員報酬等に関する議案	817	7.3%	677	82.9%	140	17.1%	26.2%
剰余金の処分に関する議案	1,826	16.3%	1,763	96.5%	63	3.5%	1.8%
資本構造に関する議案	145	1.3%	49	33.8%	96	66.2%	53.3%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	67	0.6%	3	4.5%	64	95.5%	96.6%
うち増減資に関するもの	24	0.2%	24	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	14	0.1%	4	28.6%	10	71.4%	22.2%
うち自己株式取得に関するもの	22	0.2%	1	4.5%	21	95.5%	100.0%
事業内容の変更等に関する議案	46	0.4%	44	95.7%	2	4.3%	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	539	4.8%	487	90.4%	52	9.6%	12.7%
その他議案	2,912	26.1%	2,669	91.7%	243	8.3%	19.7%

② 経過的長期給付組合積立金

経過的長期給付積立金では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、令和3年4月～令和4年3月に決算を迎えた企業延べ2,334社（延べ議案数：9,543議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体9,543議案のうち、反対行使は2,077議案、反対比率は21.8%（前年度比0.2%ポイント減少）となりました。

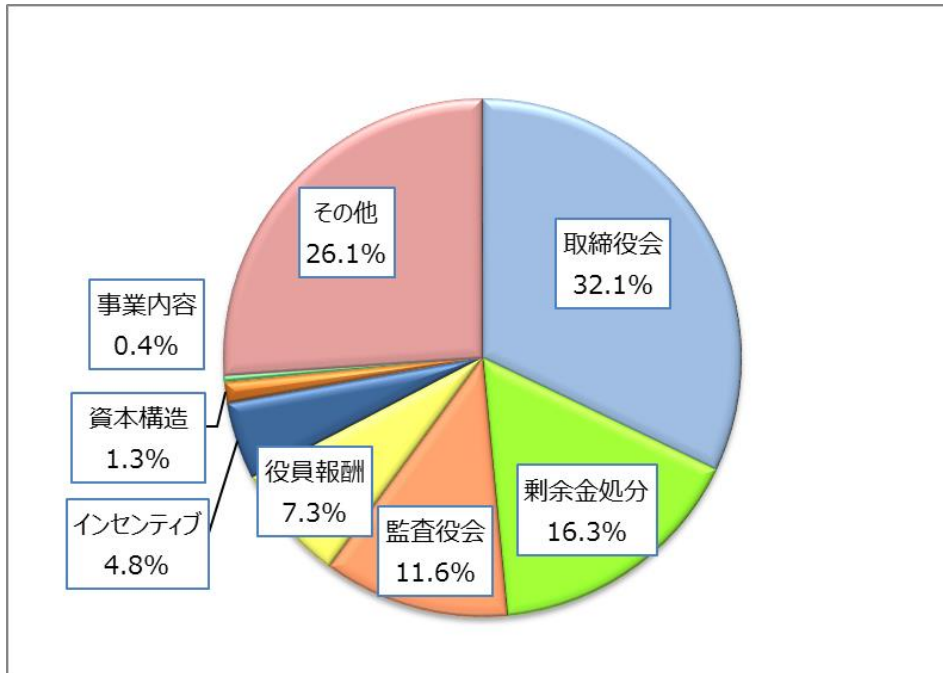
なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況（経過的長期給付組合積立金） 対象：令和3年4月～令和4年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	9,543	100.0%	7,466	78.2%	2,077	21.8%	22.0%
うち株主提案に関するもの	305	3.2%	20	6.6%	285	93.4%	92.3%
うち気候関連の議案に関するもの	22	0.2%	5	22.7%	17	77.3%	75.0%

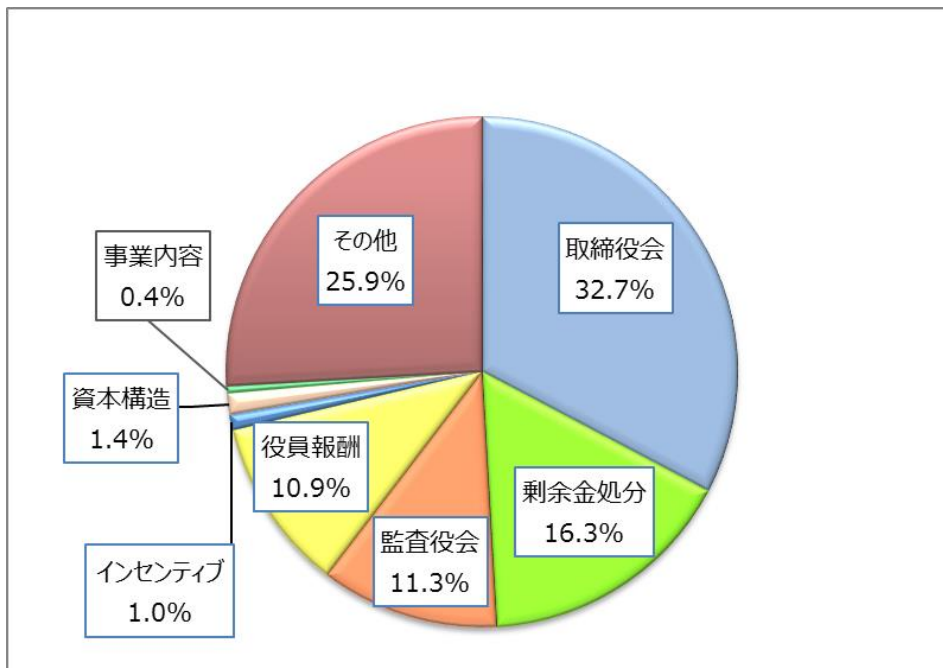
内訳	9,543	100.0%	7,466	78.2%	2,077	21.8%	22.0%
取締役会・取締役に関する議案	3,124	32.7%	1,833	58.7%	1,291	41.3%	35.6%
監査役会・監査役に関する議案	1,076	11.3%	913	84.9%	163	15.1%	14.4%
役員報酬等に関する議案	1,044	10.9%	836	80.1%	208	19.9%	23.7%
剰余金の処分に関する議案	1,560	16.3%	1,478	94.7%	82	5.3%	1.8%
資本構造に関する議案	131	1.4%	49	37.4%	82	62.6%	52.7%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	61	0.6%	3	4.9%	58	95.1%	92.7%
うち増減資に関するもの	19	0.2%	19	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	4	0.0%	4	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	25	0.3%	1	4.0%	24	96.0%	100.0%
事業内容の変更等に関する議案	42	0.4%	40	95.2%	2	4.8%	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	95	1.0%	68	71.6%	27	28.4%	23.6%
その他議案	2,471	25.9%	2,249	91.0%	222	9.0%	17.9%

厚生年金保険給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（11,169件）に対する議案内容別構成比

経過的長期給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（9,543件）に対する議案内容別構成比

(2) 議案内容毎の行使事例（国内株式）

※反対比率の前年比増減は厚生年金保険給付組合積立金と経過的長期給付組合積立金の合算ベース

① 取締役会・取締役に関する議案

取締役会・取締役に関する議案については、独立社外取締役の独立性等に関して、反対比率が前年度比小幅上昇しました。主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・社外取締役の在任期間が過度に長いため
- ・社内取締役の増員に合理的な理由が見当たらないため
- ・支配株主がいるにも関わらず、社外取締役が半数以下であるため
- ・女性取締役が全く選任されていないため
- ・社外取締役の独立性が不十分なため
- ・政策保有株式の保有割合が高いため（高い状態が継続しているため）

② 監査役会・監査役に関する議案

監査役会・監査役に関する議案については、社外監査役の定着等により、反対比率は前年度比小幅低下しました。主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・社外監査役の独立性が不十分であると判断したため
- ・社外監査役の員数を減員したため

③ 役員報酬等に関する議案

役員報酬等に関する議案については、業績連動型報酬の一般化により、反対比率が前年度比低下しました。主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・支給対象者に社外取締役・監査役が含まれていたため
- ・業績連動型株式報酬において、株式売却可能期間の設定が不適切なため
- ・中長期的な企業価値最大化の観点から退職慰労金の支給を妥当でないと判断したため

④ 剰余金の処分に関する議案

剰余金の処分に関する議案については、反対比率が前年度比上昇しました。主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 配当性向が低いため
- ・ 業績基準に抵触したため
- ・ 業績不振な状態での配当実施を不適切と判断したため

⑤ 資本構造に関する議案

資本構造に関する議案については、第三者割当増資における、既存株主の利益保護の観点から、反対比率が前年度比上昇しました。主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 買収防衛策の導入（継続）が株主価値の毀損に繋がると判断したため
- ・ 財団への自己株式の抛出を不適切と判断したため
- ・ 社外取締役が過半数に満たない状態で買収防衛策が審議されたため

⑥ 役職員のインセンティブ向上に関する議案

役職員のインセンティブ向上に関する議案については、ストックオプションの制度設計が主な論点ですが、反対比率は前年度比低下しました。主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ スtockオプションの行使可能期間の設定が不適切であったため
- ・ スtockオプションの付与対象者に社外取締役が含まれていたため

⑦ その他議案

その他議案に関する主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 名誉会長、特別顧問の設置に関し必要性についての合理的な説明がないため
- ・ バーチャルオンリー株主総会でチェリーピッキング（＝自社に都合の良い株主提案だけを採り上げる行為）懸念への説明がないため

(3) 株主議決権の個別開示

都共済は、運用受託機関に個別の企業及び議案ごとの議決権行使の結果について公表するように求めています。

都共済は、国内株式の運用受託機関全8社（令和4年3月末時点）に対して、行使結果の個別開示を要請しています。なお全ての運用受託機関がホームページにて議決権行使の状況を公表していることを確認しました。

運用受託機関（再委託先名）	公表URL
アセットマネジメントone株式会社	http://www.am-one.co.jp/img/company/16/voting-eq-202206.pdf
SOMPOアセットマネジメント株式会社	www.sompo-am.co.jp/institutional/stewardship_report.html
野村アセットマネジメント株式会社	http://www.nomura-am.chhttps://o.jp/special/esg/responsibility_investment/vote.html
フィデリティ投信株式会社	https://www.fidelity.co.jp/about-fidelity/policies/investment/voting
みずほ信託銀行株式会社 (アセットマネジメントone株式会社)	http://www.am-one.co.jp/img/company/16/voting-eq-202206.pdf
三井住友信託銀行株式会社 (三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社)	https://www.smtam.jp/company/policy/voting/result/
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/

※三井住友信託銀行については2ファンドの運用を委託しています

3 エンゲージメントの実施状況（国内株式）

（1）エンゲージメント活動件数

① 厚生年金保険給付組合積立金

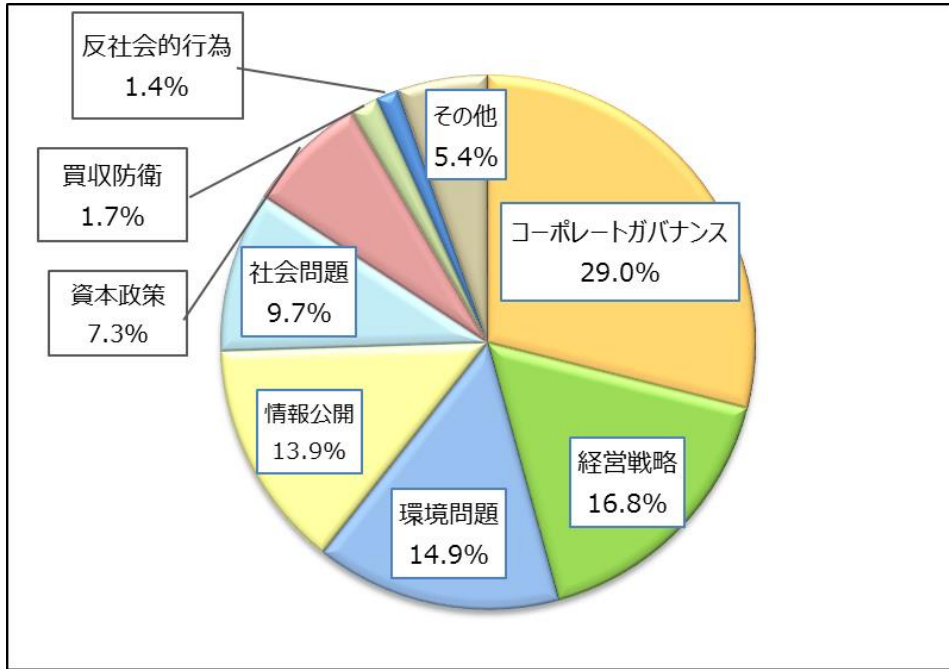
厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関を通じて、延べ657社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ2,503件で前年度比22.2%増加しました。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は680件で、全体の27.2%となり、前年度比45.9%増加しました。

エンゲージメントの主な内容として、取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が725件と全体の29.0%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和3年4月～令和4年3月）

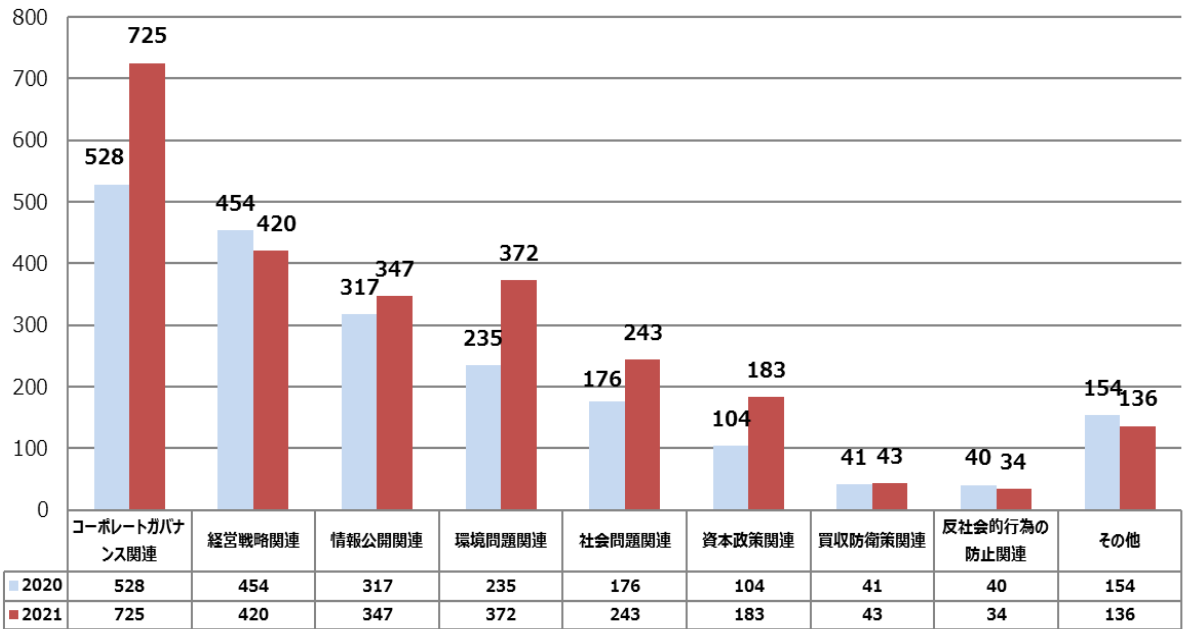
対話の内容	件数	内、経営トップとの対話		内、社外取締役との対話		
		構成比	比率	比率	比率	
資本政策関連	183	7.3%	57	31.1%	2	1.1%
経営戦略関連	420	16.8%	126	30.0%	8	1.9%
環境（ESGのE）関連	372	14.9%	109	29.3%	1	0.3%
うち、気候関連	303	12.1%	95	31.4%	1	0.3%
社会（ESGのS）関連	243	9.7%	77	31.7%	3	1.2%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	725	29.0%	219	30.2%	19	2.6%
買収防衛策関連	43	1.7%	7	16.3%	4	9.3%
情報公開関連	347	13.9%	65	18.7%	6	1.7%
うち、気候関連	100	4.0%	18	18.0%	0	0.0%
反社会的行為の防止関連	34	1.4%	8	23.5%	1	2.9%
その他	136	5.4%	12	8.8%	2	1.5%
総計	2,503	100.0%	680	27.2%	46	1.8%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：令和3年4月～令和4年3月



※エンゲージメント活動件数全体（2,503件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減（前年度比）



② 経過的長期給付組合積立金

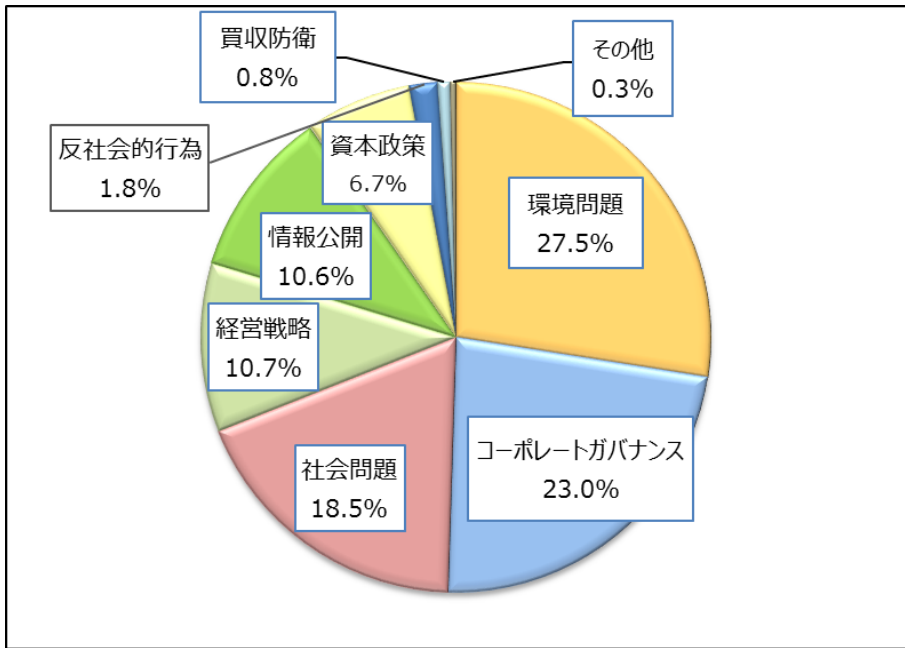
経過的長期給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関を通じて、延べ540社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ2,661件で前年度比47.5%増加しました。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は505件で、全体の19.0%となり、前年度比35.0%増加しました。

エンゲージメントの主な内容として、取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が612件と全体の23.0%を占めました。

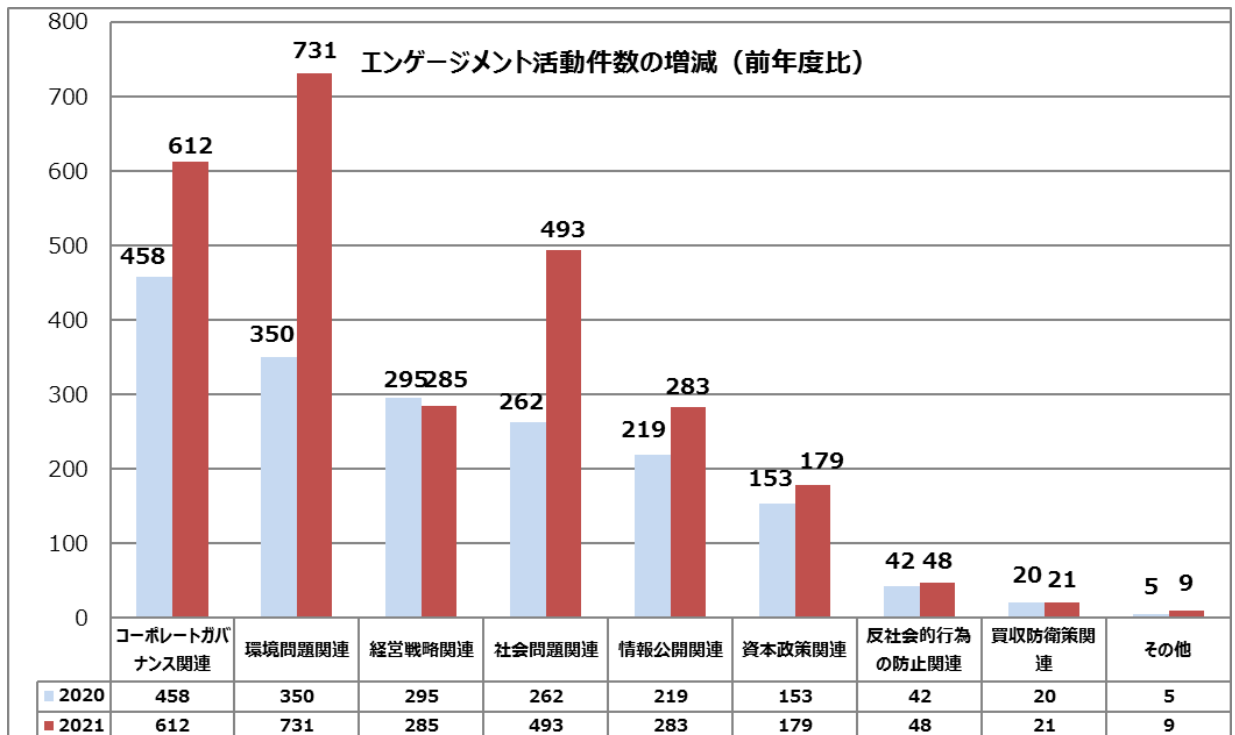
エンゲージメント活動件数（対象：令和3年4月～令和4年3月）

対話の内容	件数		内、経営トップとの対話		内、社外取締役との対話	
	構成比	比率	比率	比率	比率	
資本政策関連	179	6.7%	39	21.8%	3	1.7%
経営戦略関連	285	10.7%	81	28.4%	5	1.8%
環境（ESGのE）関連	731	27.5%	113	15.5%	3	0.4%
うち、気候関連	537	20.2%	77	14.3%	2	0.4%
社会（ESGのS）関連	493	18.5%	105	21.3%	7	1.4%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	612	23.0%	110	18.0%	48	7.8%
買収防衛策関連	21	0.8%	5	23.8%	1	4.8%
情報公開関連	283	10.6%	44	15.5%	2	0.7%
うち、気候関連	33	1.2%	3	9.1%	0	0.0%
反社会的行為の防止関連	48	1.8%	7	14.6%	0	0.0%
その他	9	0.3%	1	11.1%	0	0.0%
総計	2,661	100.0%	505	19.0%	69	2.6%

エンゲージメント活動件数<対話内容別構成比>
対象：令和3年4月～令和4年3月



※エンゲージメント活動件数全体（2,661件）に対する対話内容別構成比



(2) 対話内容と成果（国内株式）

エンゲージメント活動の具体例は以下の通りですが、運用受託機関からの積極的かつ建設的な提案や働き掛けに基づき、運用受託機関と投資先企業との間で有益な議論がなされ、課題認識を共有するに至った事例が確認できました。また、それらのうちの多くの事例で、エンゲージメント活動が投資先企業の企業価値向上に繋がっているとの手応えを得ることができました。

業種/ 対話テーマ	その他金融 <経営戦略に関する対話>
対話内容	同業他社との経営統合を発表するも、新会社の姿を十分に示し切れなかったことで、市場の評価が高まらなかったことを受けて、経営統合の前段階から、新会社の成長戦略や株主還元を含めた経営計画の作成・開示を働きかけた。



達成状況

2021年4月に新会社がスタート。11月の上期決算説明会で、「経営の中長期的方向性」を2022年5月に公表することを発表し、2022年5月決算説明会にて、「10年後のありたい姿」と第1次中期経営計画の計数イメージ（ROA、ROE、配当性向）が示された。

業種/ 対話テーマ	サービス <環境（ESGのE）に関する対話>
対話内容	テーマパークのブランド価値向上に向け、使用電力の再生可能エネルギーへの転換に加え、パーク内で販売するグッズや飲食などについて、廃棄ロス・サステナブル調達などの環境に配慮した商品・サービスを意識する必要があるのではないかと働きかけた。



達成状況

2022年4月、ESGマテリアリティ（=組織にとっての重要課題）として、気候変動・自然災害及び循環型社会を掲げ、2030年のKPIに、GHG排出量（Scope1+2）を2013年度比▲51%削減、廃棄物削減目標を2016年度比▲10削減、リサイクル率80%を設定したことを公表した。

業種/ 対話テーマ	電気機器 <社会（ESGのS）に関する対話>
対話内容	経営陣の課題認識が希薄であったダイバーシティの重要性について、認識の共有化を図ると共に、取締役会のダイバーシティ強化の必要性を説得。14名で構成される取締役会の更なる活性化と実効性の強化に向けて取締役の減員、女性取締役の選任を勧めた。



達成状況

2022年6月株主総会で、取締役数が9名に減員される一方、社外取締役は2名から3名に増員され、女性取締役が1名選任されました。また、これに先立ち、2021年12月に設置された指名委員会、報酬委員会は、6月株主総会後時点で、社外取締役の比率が過半数に達した。

業種/ 対話テーマ	金属製品 <コーポレートガバナンス（ESGのG）に関する対話>
対話内容	担当期間が長期となっている会計監査人の交代。実力者で、不正会計の当事者でもあったCEOに対するけん制の観点から、独立性の高い指名・報酬委員会の設置、CEOへの取締役報酬決定委任の廃止を通じた取締役会の独立性向上を働きかけた。



達成状況

2022年6月株主総会にて、新たな会計監査人が選任され、取締役会は独立社外取締役が過半を占めるに至った。また、議長を社外取締役が務める指名報酬委員が設置され、取締役報酬決定のCEOへの委任も廃止された。

(3) エンゲージメントの効果測定方法と測定結果の活用について

一般的に、エンゲージメントの効果測定を定量的に把握することは困難であると言われて
いるものの、各運用受託機関が精力的にマイルストーン管理等独自の手法でエンゲージ
メント活動の効果の測定に取り組み、その測定結果を投資判断の参照材料や次回以降のエン
ゲージメント活動計画の策定に活用していることを確認しました。

A社

投資先企業毎にエンゲージメント課題を設定、課題設定から課題解決まで、エンゲ
ージメントの進捗を8段階のマイルストーンで管理することにより、対話の効果を測定。
四半期毎のモニタリングにより、エンゲージメントの効果検証を実施
⇒次年度以降のエンゲージメント計画の策定に反映させる他、エンゲージメントを踏ま
えた議決権行使等の新たなアプローチ手法の導入のきっかけに活用

B社

自社の提案が受け入れられる、企業の行動に変化が認められる、提案が目論む成果が
実現する等の肯定的判断をポイントとして集計し、進捗度を数値として管理
⇒その後のエンゲージメント活動の進め方（の見直し）に活用

C社

一つ一つのエンゲージメント・テーマに3年の区切りを設け、①課題を企業に伝える、
②企業が課題意識を共有、③企業が課題に応じたプランを策定、④企業がプランを実行、
⑤エンゲージメント完了の5段階で、エンゲージメントの記録・進捗評価をマイルス
トーン管理するとともに、時間軸を設定したPDCA管理を実施
⇒結果は運用や次回以降の対話に活用する他、3年経過後の時点でも進捗が確認できず、
かつ重要度が高い企業については、対話を（延長）継続する他、必要に応じて社外取締役
との対話を実施

D社

定量的な評価として、自社で独自に算出している企業価値がどう変化したか、株式市場における企業価値（相対株価）がどう変化したかの2つを測定している他、定性的な評価として、企業が割安な株価に放置されている原因と考えられる事象についてエンゲージメントを行い、その改善度合いを計測

⇒自社で独自に算出している企業価値の場合、エンゲージメントが成功した場合の企業価値の増分を事前に試算できることから、投資判断の参照材料としても活用

4 株主議決権の行使状況（外国株式）

（1）議決権行使結果

① 厚生年金保険給付組合積立金

厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関2社を通じて、令和3年4月～令和4年3月に決算を迎えた企業延べ952社（延べ議案数：10,496議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体10,496議案のうち、反対行使は941議案、反対比率は9.0%（前年度比3.9%ポイント減少）でした。

株主議決権行使状況（厚生年金保険給付組合積立金） 対象：令和3年4月～令和4年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	10,496	100.0%	9,555	91.0%	941	9.0%	12.9%
うち株主提案に関するもの	728	6.9%	380	52.2%	348	47.8%	35.1%
うち気候関連の議案に関するもの	85	0.8%	44	51.8%	41	48.2%	40.0%
内訳	10,496	100.0%	9,555	91.0%	941	9.0%	12.9%
取締役会・取締役に関する議案	7,028	67.0%	6,655	94.7%	373	5.3%	12.4%
監査役会・監査役に関する議案	0	0.0%	0	-	0	-	-
役員報酬等に関する議案	963	9.2%	840	87.2%	123	12.8%	14.4%
剰余金の処分に関する議案	49	0.5%	49	100.0%	0	0.0%	0.0%
資本構造に関する議案	221	2.1%	189	85.5%	32	14.5%	12.6%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	19	0.2%	19	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち増減資に関するもの	98	0.9%	74	75.5%	24	24.5%	25.3%
うち第三者割当に関するもの	0	0.0%	0	-	0	-	-
うち自己株式取得に関するもの	72	0.7%	69	95.8%	3	4.2%	0.0%
事業内容の変更等に関する議案	205	2.0%	171	83.4%	34	16.6%	14.3%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	288	2.7%	242	84.0%	46	16.0%	18.7%
その他議案	1,742	16.6%	1,409	80.9%	333	19.1%	11.4%

② 経過的長期給付組合積立金

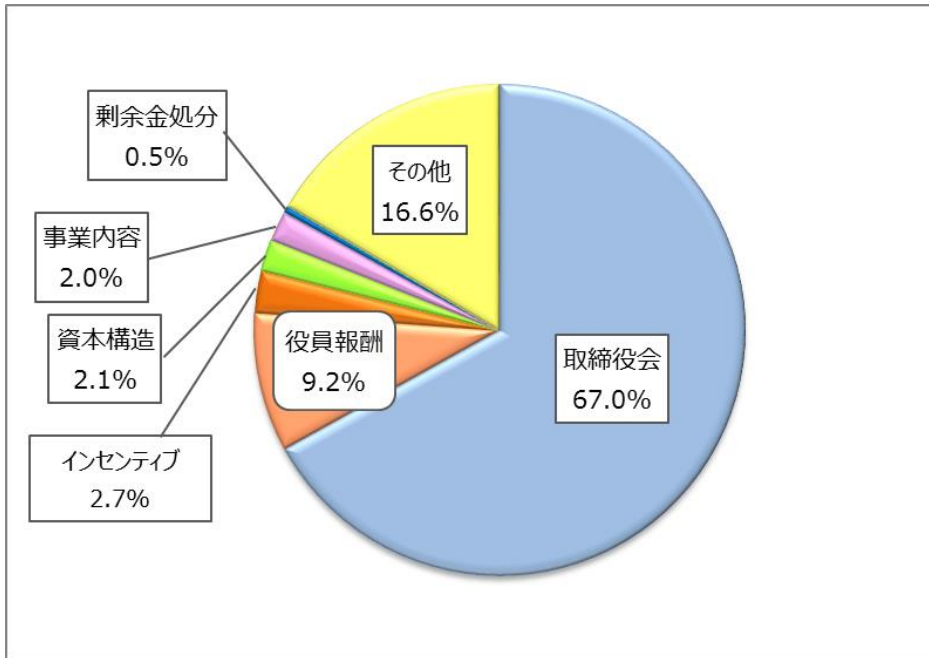
経過的長期給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関1社を通じて、令和3年4月～令和4年3月に決算を迎えた企業延べ917社（延べ議案数：5,859議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体5,859議案のうち、反対行使は643議案、反対比率は11.0%（前年度比1.4ポイント増加）でした。

株主議決権行使状況（経過的長期給付組合積立金）
対象：令和3年4月～令和4年3月決算企業

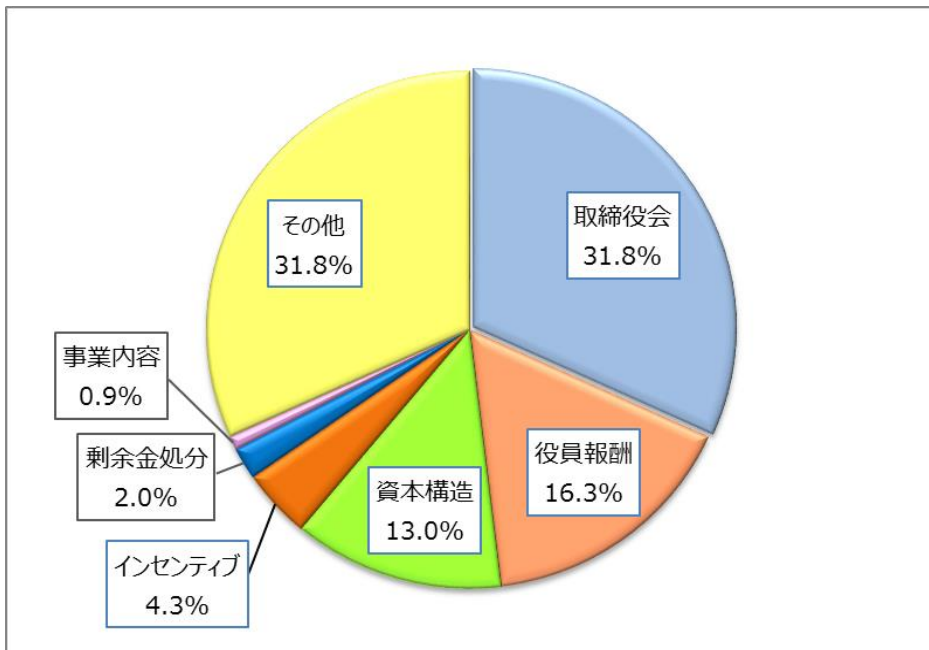
議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	5,859	100.0%	5,216	89.0%	643	11.0%	9.6%
うち株主提案に関するもの	570	9.7%	305	53.5%	265	46.5%	38.1%
うち気候関連の議案に関するもの	98	1.7%	54	55.1%	44	44.9%	33.3%
内訳	5,859	100.0%	5,216	89.0%	643	11.0%	9.6%
取締役会・取締役に関する議案	1,864	31.8%	1,697	91.0%	167	9.0%	8.6%
監査役会・監査役に関する議案	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
役員報酬等に関する議案	953	16.3%	830	87.1%	123	12.9%	15.0%
剰余金の処分に関する議案	118	2.0%	118	100.0%	0	0.0%	0.0%
資本構造に関する議案	761	13.0%	710	93.3%	51	6.7%	6.4%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	157	2.7%	153	97.5%	4	2.5%	4.9%
うち増減資に関するもの	347	5.9%	322	92.8%	25	7.2%	6.8%
うち第三者割当に関するもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	173	3.0%	169	97.7%	4	2.3%	0.0%
事業内容の変更等に関する議案	50	0.9%	47	94.0%	3	6.0%	1.7%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	252	4.3%	206	81.7%	46	18.3%	19.7%
その他議案	1,861	31.8%	1,608	86.4%	253	13.6%	8.2%

厚生年金保険給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（10,496件）に対する議案内容別構成比

経過的長期給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（5,859件）に対する議案内容別構成比

(2) 議案内容毎の行使事例（外国株式）

① 取締役会・取締役に関する議案

取締役会・取締役に関する議案の主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 社外取締役の独立性が不十分であると判断したため
- ・ 兼任状況に問題がある（過剰である）と判断したため
- ・ 取締役会への出席率が基準に達していなかったため
- ・ 経営課題への対応が不十分と判断したため

② 役員報酬等に関する議案

役員報酬等に関する議案の主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 報酬に関する情報開示が不十分なため
- ・ 業績連動性が不十分で、適切なインセンティブが働きにくいと判断したため
- ・ 報酬の制度設計や慣行に対する懸念があると判断したため
- ・ 高い反対率となった前年度の報酬信任議案から十分な改善が見られないため

③ 資本構造に関する議案

資本構造に関する議案の主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 株式希薄化の懸念があるため
- ・ 種類株制度の見直しが行われなかったため

④ 事業内容の変更等に関する議案

事業内容の変更等に関する議案の主な反対執行事例は以下の通りです。

- ・ 株主からより有益な対案が提出されていたため
- ・ 情報開示が不十分であったため

⑤ 役職員のインセンティブ向上に関する議案

役職員のインセンティブ向上に関する議案の主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 過大な株式希薄化の発生が懸念されたため
- ・ 報酬の制度設計や慣行が懸念されたため
- ・ 報酬額が同一企業グループの中核企業対比で過大であるため

⑥ その他議案

その他議案に関する主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 臨時株主総会開催に制限を加えるものであったため
- ・ 気候変動報告書における戦略や開示が不十分であったため

5 エンゲージメントの実施状況（外国株式）

（1）エンゲージメント活動件数

① 厚生年金保険給付組合積立金

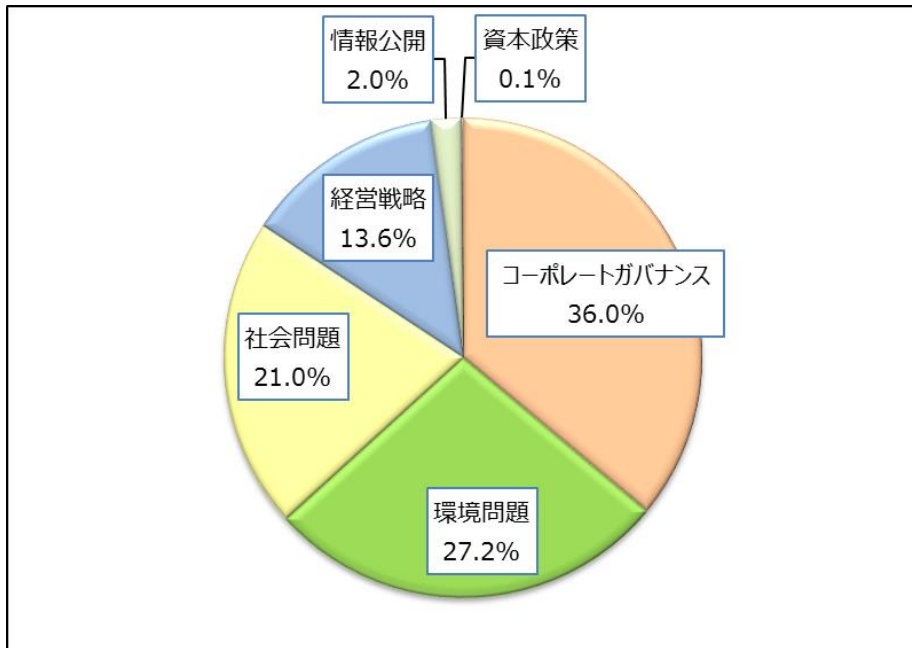
厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関を通じて、延べ600社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ2,322件で前年度比9.4%減少しました。

エンゲージメントの主な内容として、取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が837件と全体の36.0%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和3年4月～令和4年3月）

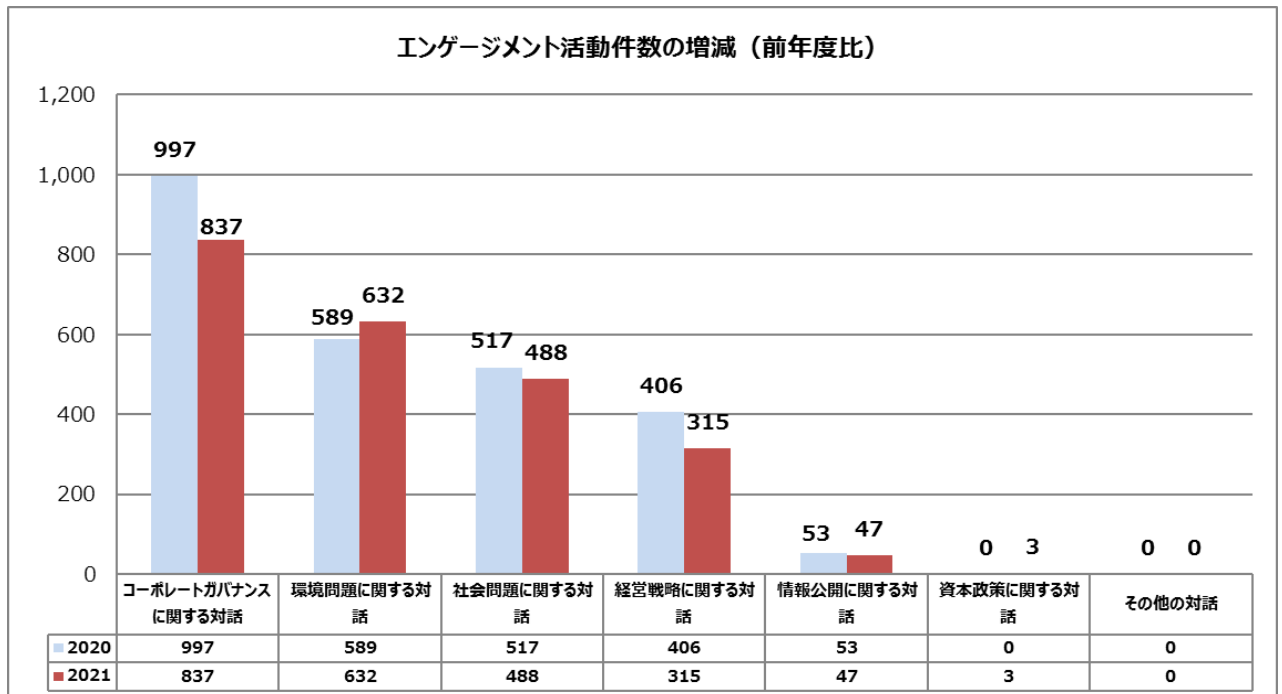
対話の内容	件数		内、経営トップとの対話	
		構成比		比率
資本政策に関する対話	3	0.1%	1	0.0%
経営戦略に関する対話	315	13.6%	1	0.3%
環境問題に関する対話	632	27.2%	7	1.1%
うち、気候関連	521	22.4%	7	1.3%
社会問題に関する対話	488	21.0%	5	1.0%
コーポレートガバナンスに関する対話	837	36.0%	8	1.0%
情報公開に関する対話	47	2.0%	6	12.8%
うち、気候関連	20	0.9%	3	15.0%
その他の対話	0	0.0%	0	0.0%
総計	2,322	100.0%	28	16.2%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：令和3年4月～令和4年3月



※エンゲージメント活動件数全体（2,322件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減（前年度比）



② 経過的長期給付組合積立金

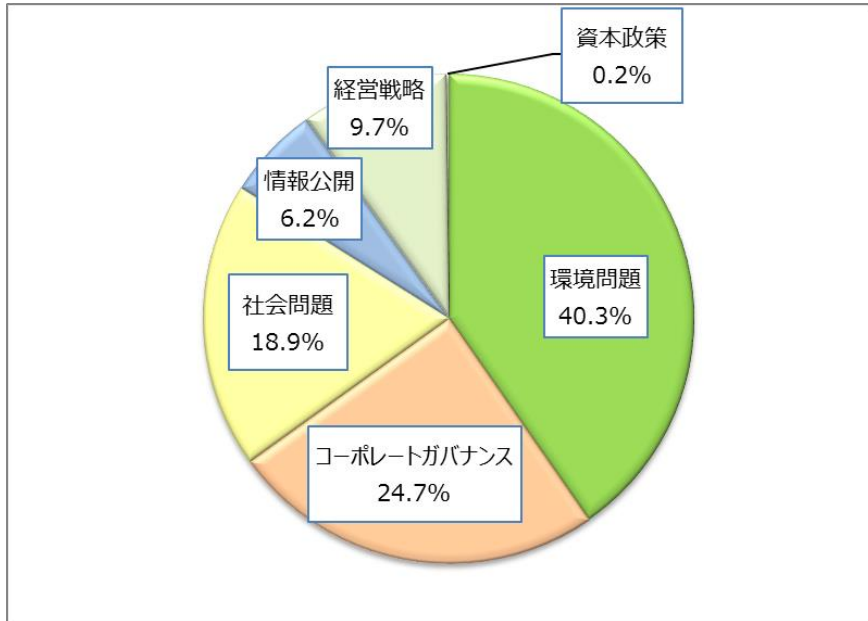
経過的長期給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関を通じて、延べ261社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ486件で前年度比3.6%増加しました。

エンゲージメントの主な内容として、環境問題に関する対話が196件と全体の40.3%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和3年4月～令和4年3月）

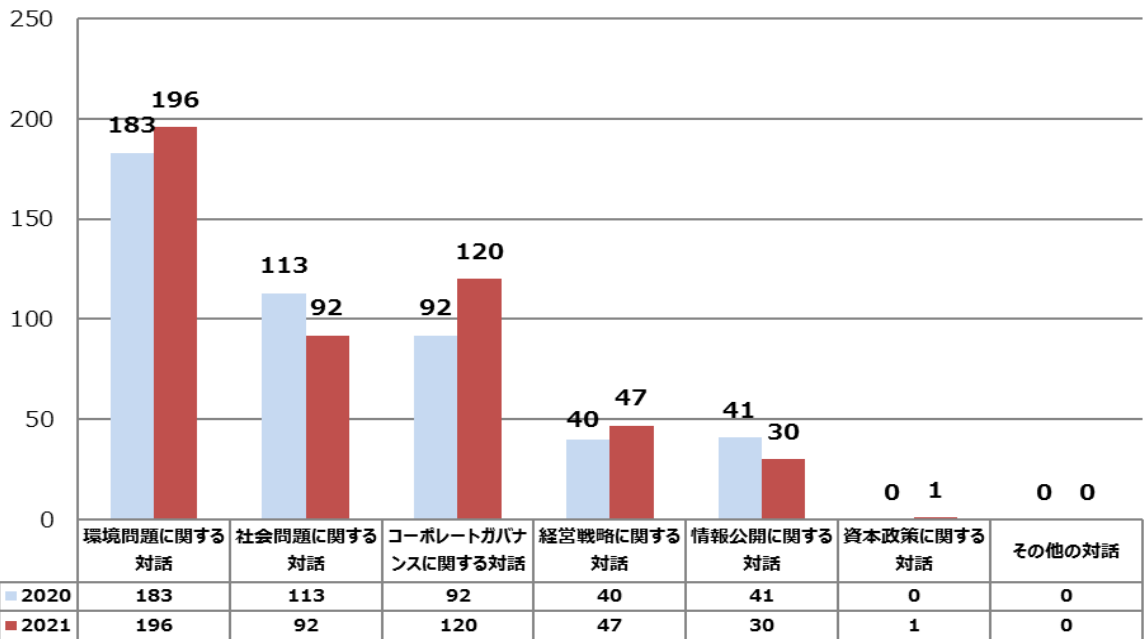
対話の内容	件数	構成比	内、経営トップとの対話	
			の対話	比率
資本政策関連	1	0.2%	0	0.0%
経営戦略関連	47	9.7%	4	8.5%
環境（ESGのE）関連	196	40.3%	3	1.5%
うち、気候関連	152	31.3%	20	13.2%
社会（ESGのS）関連	92	18.9%	3	3.3%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	120	24.7%	9	7.5%
情報公開関連	30	6.2%	8	26.7%
うち、気候関連	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
総計	486	100.0%	27	5.6%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：令和3年4月～令和4年3月



※エンゲージメント活動件数全体（486件）に対する対話内容別構成比

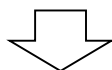
エンゲージメント活動件数の増減（前年度比）



(2) 対話内容と成果（外国株式）

各運用受託機関が行った、エンゲージメント活動における対話内容と達成状況の事例は以下の通りです。

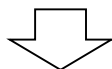
業種/ 対話テーマ	エネルギー <環境（ESGのE）に関する対話>
対話内容	温室効果ガスに関する削減実績や具体的な短期削減目標は評価できるものの、長期ネットゼロへのコミットメントがないため、長期削減目標を示すべきと提案



達成状況

2022年6月、再生可能エネルギー発電の加速、蓄電・水素技術推進、発電源脱炭素化も見込んだ総合的目標の中で、長期（2045年）ネットゼロ目標を発表した。

業種/ 対話テーマ	小売 <コーポレートガバナンス（ESGのG）に関する対話>
対話内容	現時点での人的資本開示に関するベストプラクティスは、給与や昇進、採用、離職率格差に関する調整前データの開示であると意見具申



達成状況

次回のESG報告書で調整前の給与格差を開示したいとの回答が得られた。

6 令和4年度の取組の総括

(1) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項（国内株式）

株主議決権行使について

運用受託機関各社において、都共済の株主議決権行使ガイドラインに沿って、議決権行使が適切に行われていることを確認しました。なお、都共済のガイドライン原則と異なる議決権行使を行っている事例（大多数は、社内取締役の増員議案に対する賛成）においても、その理由が明確かつ合理的である旨を確認しました。

社外取締役への株式報酬付与については、都共済のガイドライン原則と同様に、否定的に判断する運用受託機関が多い中、以下の条件が満たされる場合は賛成とすることに変更した運用受託機関がありました。

- ・業績連動型でないこと
- ・（エンゲージメント等を通して）必要性が確認されること
- ・制度設計及びガバナンスに問題がないこと
- ・監督機能がおろそかにならないと判断されること

エンゲージメントについて

各運用受託機関が、個々に工夫を凝らしてエンゲージメント活動を積極的かつ精力的に展開していることを確認しました。

特に、ESGに関して、重点活動先を選定した上で、ESGテーマに基づき一般のエンゲージメントより密度の濃いエンゲージメントを推進、一般のステージ管理（進捗度管理）とは別に、ESG固有のステージ管理を行っている運用受託機関が見られました。

(2) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項（外国株式）

株主議決権行使について

運用受託機関各社において、都共済の株主議決権行使ガイドラインに沿って、議決権行使が適切に行使されていることを確認しました。なお、都共済のガイドライン原則と異なる議決権行使を行っている事例はありませんでした。

ESGテーマをはじめ重大な課題を抱える企業について、エンゲージメントに応じない場合や、継続的にエンゲージメントを行っても改善が見られない場合には、取締役の選任議案あるいは関連議案に反対することを検討することとした運用受託機関がありました。

エンゲージメントについて

前年度に続いて、コロナ禍にあっても、電話会議やWeb会議システムを通じて企業との対話が継続されていました。

外部エンゲージメントサービスを利用している場合でも、当該エンゲージメントサービス会社が実施するエンゲージメントミーティングに参加したり、年間のエンゲージメント計画の策定に関与する等、エンゲージメントサービス会社の活動に能動的に関わっていかうとする運用受託機関がありました。

7 今後の取組

都共済は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすために、今後も以下の内容を中心にスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいきます。

令和5年度からは、社債に投資を行っているファンドを対象に債券のスチュワードシップ活動のモニタリングを開始する予定です。

＜都共済の原則や ガイドラインの改正＞

法令やコード、社会情勢の変化等を踏まえつつ、都共済の定める「コーポレートガバナンス原則」、「株主議決権行使ガイドライン」について、必要に応じて適宜、改正の検討を行います。

＜他共済等との連携強化＞

スチュワードシップ活動の効果を高め、より成熟した活動としていくため、地方公務員共済組合連合会や他共済等と積極的な意見交換を行う等の取り組みを強化します。

＜知見の蓄積と効果的な モニタリングの推進＞

運用受託機関との対話を強化することにより、都共済としてスチュワードシップ活動に関する知見を蓄積するとともに、引き続き、運用受託機関のスチュワードシップ活動が都共済の方針と整合的であることの確認を行います。

8 資料集

(1) コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドラインの改正内容

令和 4年 3月31日改正

① コーポレートガバナンス原則

コーポレートガバナンス（以下、CG）の必要性を明確化するために、特に重要と考える6事項に絞り込み。
（⇒ 株主総会や社会的責任等に関する事項は削除）

- ① 経営執行と監督の分離
 - ・取締役会の役割を明確化
 - ・経営執行と監督の分離に関する記載を新設
 - ・取締役の監督事項にサステナビリティを巡る課題への対応を追加
- ② 独立社外取締役を中心とする取締役会による監督
 - ・望ましい独立社外取締役の人数を過半数に規定
 - ・CEOと取締役会議長の職務分離に関する記述を追加
 - ・取締役のスキル（技術・知識・能力）とコンピテンシー（個人が本来持っている資質）を一覧化したマトリックスの作成に関する記述を追加
- ③ 指名・報酬・監督に関する審議・検討機能の確保
 - ・独立社外取締役を主体とした三委員会の設置の重要性とその役割を規定
- ④ 経営者に対する動機づけ（新設）
 - ・経営者の報酬に関して、経営執行を行わせるための動機付けが必要であることを明確化
- ⑤ 取締役会の実効性評価（新設）
 - ・評価基準の策定と結果の開示を規定
- ⑥ 情報開示
 - ・開示内容に、環境・社会問題（ESG要素）を追加

② 株主議決権行使ガイドライン（国内株式）

令和3年6月に改訂されたCGコードの内容や、近年のCGを巡る情勢変化等を踏まえ、必要な箇所を見直す。

- ・取締役会における独立社外取締役の人数要件をCGコードの改訂内容を踏まえて改正
2名以上 → プライム市場上場：3分の1以上、それ以外：2名以上
- ・役員報酬について、ストックオプション以外に様々な形態の制度が増えているので、インセンティブ報酬制度に関する記述を一般化
- ・取締役や監査役の選任について社内と社外で重複する部分を統合（内容は変更なし）
- ・CG原則で規定している項目以外の議案（剰余金の処分、組織再編等）に関する判断基準を以下の表記に統合
→「長期的な株主価値向上又は毀損防止の観点から個別に判断する。」

③ 株主議決権行使ガイドライン（外国株式）

投資先であるグローバル市場における実情が多様であることから、共通する普遍的な内容だけを規定する。

- ・独立取締役の人数要件を、グローバル水準へ改正
2名以上 → 過半数を原則とする
〈例外〉投資先の市場における実情に応じて判断（新興国を想定）
- ・株主議決権行使ガイドライン（国内株式）と共通の事項は、規定内容を揃える改正

(2) ESGへの取組み

平成 元年 10月15日発表

① ESG投資の開始

東京都職員共済組合* は、年金積立金の運用を行っております。
このたび、持続可能な社会の実現に取り組む企業に投資し、社会的要請に応えるため、ESG 投資** を本日（令和元年 10 月 15 日）開始しましたので、お知らせします。

- ※ 東京都職員共済組合は、東京都及び 23 区等で構成しており、約 5,500 億円の年金積立金を国内外の債券や株式で運用
- ※※ 投資判断の中で、「環境（Environment）」「社会（Society）」「企業統治（Governance）」といった三つの領域にある諸問題に関する非財務情報を取り上げ、意思決定プロセスに組み込む投資手法

記

1 投資内容

国内株式 3 ファンド 合計 110 億円

<各ファンドの特色>

- ・ESG モデルを活用し、環境（E）、社会（S）、企業統治（G）を均等に評「働きやすさ」という社会性（S）のテーマに優れた企業に投資
- ・環境（E）を高く評価した企業を中心に投資

2 選定

応募のあった 28 事業者 38 ファンドの中から選定

3 今後の取組み

ESG 投資を取り巻く状況や運用実績等を考慮し、投資拡大も検討していきます。

令和 4年 6月24日表明

② 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同表明

東京都職員共済組合は、この度、金融安定理事会（FSB）によって設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」への賛同を表明しました。

当共済組合は、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、ESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資に取り組むことが重要であると考えています。

賛同後は、投資先企業の気候変動関連のリスク及び機会に関する情報開示促進を通じて、環境に関する取組みを推進し、持続可能な社会の実現に貢献して参ります。

- ※ TCFD とは、Task Force on Climate related Financial Disclosure の略であり、G20 財務大臣・中央銀行総裁会合からの要請を受け、FSB によって設立されました。

TCFD は、2017 年 6 月、投資家の適切な投資判断のために、気候関連のリスクと機会がもたらす財務的影響について情報開示を促す任意の提言を公表しました。

現在、年金基金をはじめとするアセットオーナー、運用会社、銀行などの金融機関や企業、政府など世界中の多くの機関が賛同しています。

(3) スチュワードシップ活動に関する方針

平成26年 8月25日制定
平成29年11月30日改正
令和 2年 9月25日最終改正

① 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）はここに日本版スチュワードシップ・コード（令和2年3月24日再改訂）の各原則を受け入れる旨を表明する。

なお、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターン拡大を図るというスチュワードシップ責任を果たす観点から、日本の上場株式以外の資産にも適用可能な原則について検討した上で、必要な取り組みを可能な範囲で実施していく。

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 都共済は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す手段として、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づくエンゲージメント、議決権の行使、ESG投資など実効的なスチュワードシップ活動に積極的に取り組む必要がある。
- その際、市場全体に幅広く投資を行っているという特徴から、長期的に必要な利回りを確保するには、市場全体の持続的・安定的成長を促す必要がある。
- また、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がこれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えている。
- このような考えのもと、都共済は、「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」、「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」を策定し、運用受託機関との契約にあたって、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう、明示している。
- サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかという観点については、運用受託機関に対し、運用戦略に応じて検討を行った上で方針を明確に示すことを求めていく。
- 都共済は、運用受託機関のスチュワードシップ活動が、上記都共済の方針に沿ったものであるか確認するため、スチュワードシップ活動の取り組みの「質」に重点をおいたモニタリングを実施していく。

原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 都共済は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、議決権行使等を直接行わず、運用受託機関を通じて行うこととしている。
- 都共済は、運用受託機関の議決権行使における利益相反の発生回避に関する方針を「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」及び「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」に定めて公表している。
- 都共済は、報告やヒアリングを通じて、運用受託機関において適切なガバナンス体制が構築されているかとともに、利益相反の発生が的確に回避されているかどうかをモニタリングしている。

原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 都共済は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を適切に果たすため、投資先企業の状況を的確に把握することを求め、その状況について、定期的にモニタリングを行っている。

原則4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 都共済は、運用受託機関が投資先企業に対して行うエンゲージメントが実効的かどうかをモニタリングすることを通じて、運用受託機関によるエンゲージメントの実施状況を把握している。
- 都共済は、運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めている。
- なお、サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントに当たっては、運用戦略と整合的で、これらの目的に結びつくものとなるよう意識することを求めている。

原則5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 都共済は、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長のために、「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」及び「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」を策定し、議決権行使に関する方針を示した上で、個別の議案への対応については運用受託機関が議決権行使を行うこととしている。
- 個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使の結果については、運用受託機関に公表するように求め、公表をしない運用受託機関に対しては、その理由の説明を求めていることとしている。
- また、議決権の行使結果を公表する際には、投資先企業とのエンゲージメントに資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由の公表を求めている。
- 運用受託機関が議決権行使助言会社のサービスを利用する場合には助言策定プロセスを踏まえて利用するよう求めるとともに、議決権行使の結果の公表に合わせて、議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表するよう求めている。
- 都共済は、運用受託機関による議決権行使について、「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」又は「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」に沿った行使がされているかどうかモニタリングすることを通じて、運用受託機関の実施状況を把握している。また、把握した議決権行使の結果については、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表している。

原則6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 都共済は、スチュワードシップ活動について、運用実績等に係る年次報告書（運用報告書）や組合員向けの広報誌での報告に加え、スチュワードシップ活動に特化した年次報告書を公表し、これらをホームページにおいて随時閲覧できるようにしている。
- 「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」や「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」、「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」についてもホームページで随時参照することが可能となっている。

原則7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 都共済は、本コードの各原則の実施状況を定期的にレビューし、将来のスチュワードシップ活動がより適切になるように努めている。
- このため、都共済は、スチュワードシップ活動のためのノウハウの蓄積や人材育成に取り組む。また、運用受託機関に対しても、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるとともに、スチュワードシップ活動の実効性の向上に向けて工夫と改善を図ることを求めている。

原則8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

- 都共済がスチュワードシップ活動に係る機関投資家向けサービス提供者を採用する際は、スチュワードシップ・コードへの対応状況を確認していく。

平成26年 8月25日制定
平成27年10月 1日改正
令和 4年 3月31日改正

② 東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則（抜粋）

1 趣旨

東京都職員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員の利益のため、実質的な株主の1人として、その財産たる株式の長期的な価値の向上に必要な企業統治（コーポレートガバナンス）の在り方についてここに定める。

2 コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

都共済は、地方公務員共済制度の中で厚生年金保険給付組合積立金、退職等年金給付組合積立金及び経過的長期給付組合積立金を運用するという役割を担っており、他の公的年金と同様に忠実義務及び注意義務から成る受託者責任を負っている。

都共済が株式を保有する目的は、株式保有を通じて長期的にその財産価値を増殖し、組合員の利益に資することに他ならない。このため、都共済は、他の多くの株主と同様に、長期的に価値が増大すると見込まれる企業の株式に投資し、かつ、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを求めていく。

*全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

平成27年10月 1日制定
平成30年 7月19日改正
令和 2年 3月31日改正

③ 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針（抜粋）

※「経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針」も同じ内容になります

II 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

3 スチュワードシップ責任を果たすための対応

株主議決権は、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、行使する。組合が個別に行使の指図を行う場合には、組合は、受託機関が当該指図に従い行使するよう指示するものとし、個別に行使の指図を行わない場合には、組合は、受託機関に対し、組合の制定するコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、組合の制定する株主議決権行使ガイドラインに則って行使させる。また、組合は受託機関に議決権行使の状況等について報告を求める。

その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）及びコーポレートガバナンス・コード（平成27年6月1日株式会社東京証券取引所）を踏まえ、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等を随時見直すとともに、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。

また、組合は、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、他の実施機関、他の管理運用主体等と意見交換を行うことやそのための場を設けることを検討する。

*全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

平成26年8月25日制定
平成30年3月1日改正
令和4年3月31日改正

④ 株主議決権行使ガイドライン (国内株式) (抜粋)

I 総則

1 目的

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての都共済の意見が十分反映されるように、都共済が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「東京都職員共済組合運用ガイドライン」に基づき、株主議決権行使ガイドライン（国内株式）（以下「国内株式ガイドライン」という。）を定める。

2 運用

都共済の保有する株式は、現在委託運用のみであること、また、都共済よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、都共済自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、具体的な議決権行使の判断は、原則としてこの国内株式ガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。受託者は、投資先企業に対して一律に権利を行使するのではなく、国内株式ガイドラインの趣旨を理解した上で、エンゲージメントの内容などを踏まえ、投資先企業の状況に即した議決権行使を行うものとする。

ただし、受託者が当該議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合は、受託者において利益相反の発生を回避するための方針を定めるものとする。また、都共済は貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保するべく、受託者において貸付可能株数を管理するものとする。

なお、都共済で統一的に議決権を行使すべき事案と判断する場合には、個別の議決権行使について受託者に具体的な指示・指図を行う。

都共済は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行動の報告を求め、受託者に対する指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価において考慮するものとする。

都共済は、企業の経営執行の透明性を高めることが必要であると考えていることから、各企業には情報開示及び株主や投資家との対話を積極的に求め、受託者にもこのような機会を積極的に活用し、よりその企業に即した適切な判断を行うことを期待する。

都共済は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、受託者は、そのために必要な経営を求めていく必要がある。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、議決権行使の前後にその行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであり、議決権行使とエンゲージメントの一体的運用（株主総会前のエンゲージメント、議決権行使結果のフィードバック）を行うものとする。

議決権行使は企業経営に株主としての都共済の意見を十分に反映させるための重要な手段の一つであり、受託者はその実効性を高める取組を続ける必要があるため、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、P D C A サイクルを構築・活用し、実効性を高めるものとする。

受託者責任の観点から判断を明確にすることが望ましいことから、具体的な議決権行使において、「棄権」や「白紙委任」は原則として採らないものとする。

なお、議決権について、「不行使」は原則として採らないものとする。

* 全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

⑤ 株主議決権行使ガイドライン (外国株式) (抜粋)

I 総則

1 目的

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての都共済の意見が十分反映されるように、都共済が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「東京都職員共済組合運用ガイドライン」に基づき、株主議決権行使ガイドライン（外国株式）（以下「外国株式ガイドライン」という。）を定める。

2 運用

都共済の保有する株式は、現在委託運用のみであること、また、都共済よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、都共済自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、即した適切な判断が行われるものと考えられることから、具体的な議決権行使の判断は、原則としてこの外国株式ガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。受託者は、投資先企業に対して一律に権利を行使するのではなく、外国株式ガイドラインの趣旨を理解した上で、エンゲージメントの内容などを踏まえ、投資先企業の状況に即した議決権行使を行うものとする。

ただし、受託者が議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合には、受託者において利益相反の発生を回避するための方針を定めるものとする。また、都共済は貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保するべく、受託者において貸付可能株数を管理するものとする。

なお、都共済で統一的に議決権を行使すべき事案と判断する場合には、個別の議決権行使について受託者に具体的な指示・指図を行う。

都共済は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行動の報告を求め、受託者に対する指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価において考慮するものとする。

都共済は、企業の経営執行の透明性を高めることが必要であると考えていることから、各企業には情報開示及び株主や投資家との対話を積極的に求め、受託者にもこのような機会を積極的に活用し、よりその企業の状況に即した適切な判断を行うことを期待する。

都共済は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、受託者は、そのために必要な経営を求めていく必要がある。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、議決権行使の前後にその行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであり、議決権行使とエンゲージメントの一体的運用（株主総会前のエンゲージメント、議決権行使結果のフィードバック）を行うものとする。

議決権行使は企業経営に株主としての都共済の意見を十分に反映させるための重要な手段の一つであり、受託者はその実効性を高める取組を続ける必要があるため、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCA サイクルを構築・活用し、実効性を高めるものとする。

都共済は、投資先の諸外国及び市場におけるコーポレートガバナンスの制度を尊重するが、外国株式ガイドラインでは、投資家としての都共済が求める普遍的な事柄について、議決権行使における考え方を定めるものである。

なお、議決権について、「不行使」は原則として採らないものとするが、議決権を行使することが受託者において運用に制約をもたらすと判断される場合や、議決権行使が実際上難しい場合等については、受託者における「不行使」の判断を必ずしも妨げるものではない。

* 全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。